令和５年度新潟市生活困窮者支援活動補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新潟市内に居住する生活困窮者（以下「地域の生活困窮者」という。）に対する支援活動のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、物価高騰等の影響を受けて需要が増加又は新たに生じた民間団体による支援活動について、その活動経費の一部を補助するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟市補助金等交付規則（平成 16 年新潟市規則第 19 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第２条　新潟市生活困窮者支援活動補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

(1)　地域の生活困窮者支援活動に取り組む団体であって、新潟市内に当該活動拠点を有しているもの

(2)　生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第５条の規定に基づく事業を実施する自立相談支援機関と、連携が図られている団体又は今後連携する予定の団体

２　前項の規定にかかわらず、市長は、申請者の代表者、役員又は使用人その他の従事者若しくは構成員等が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者の場合は、補助金を交付しない。

（補助事業）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が実施する地域の生活困窮者に対する支援活動のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量の増加又は新たに生じているものであって、新潟市生活困窮者自立相談支援事業において開催される支援調整会議で必要性が認められた支援活動とする。

（補助対象経費等）

第４条　この補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める補助対象経費から補助事業者の基礎的な運営経費等を除いた経費（令和５年４月１日以降のものに限る。）とする。

２　補助金の補助率及び補助限度額は、次表のとおりとする。

補助率	補助限度額
補助対象経費の 10 分の 10 以内	100 万円

３　一の団体が複数の事業を実施する場合であっても、複数の事業に係る経費を合計したものに対し、前項の補助率及び補助限度額を適用する。

４　補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数は、切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、第１号様式による補助金交付申請書を次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1)　団体調書（第２号様式）

(2)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、補助金の交付をするか否かの決定をするものとする。

２　前項の規定により交付の決定をするときは、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1)　経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。

(2)　事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。

(3)　事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(4)　事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5)　この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6)　この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(7)　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を５年間保管しておかなければならないこと。

(8)　補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。

（変更の承認申請）

第７条　前条第２項第１号又は第２号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、第３号様式による事業内容等変更承認申請書を、事業内容を変更しようとする日の10日前までに市長に提出しなければならない。

（軽微な変更の範囲）

第８条　第６条第２項第１号又は第２号に規定する軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)　総事業費の30％を超える経費の配分を変更する場合

(2)　整備する設備品目を変更する場合
(3)　前２号に該当しない場合であっても、事業内容に著しい変更を生じる場合

（事業の中止又は廃止の承認申請）
第９条　第６条第２項第３号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、第４号様式による事業中止（廃止）承認申請書を、事業を中止し、又は廃止しようとする日の10日前までに市長に提出しなければならない。

（実績報告）
第10条　補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金事業が完了したときは、第５号様式による実績報告書に添付書類を添えて、当該年度の補助事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い期日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

（補助金の額の確定等）
第11条　市長は、前条の実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。
２　市長は、補助金の交付の決定を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

（補助金の支払い）
第12条　補助金は、前条第１項の補助金の額の確定後に交付するものとする。

（取得財産の処分の制限）
第13条　補助事業により取得した財産のうち、取得単価５万円以上の財産を市長の承認を受けないで、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

（雑則）
第14条　この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第４条関係）

補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費（食事の提供等の地域の生活困窮者支援活動に係るものに限る）、燃料費、光熱水費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業に必要な経費として市長が認めた経費

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年９月６日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和６年３月 31 日限り、その効力を失う。